議第56号

和解について

令和4年度に発生した可燃ごみ用指定袋の供給不足に対して呉市が講じた臨時措置(以下「本件臨時措置」という。)について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方

呉市阿賀北4丁目12番8号 広島県薬業株式会社 吳連絡所 所長 佐伯 智之

2 和解条項

- (1) 相手方は、呉市に対し、本件臨時措置に伴う呉市のごみ処理手数料の収入減及び呉市の要した経費に係る補塡金として合計金47、915、000円を支払う。
- (2) 相手方は、呉市に対し、前号記載の補塡金を、令和5年5月末日限り、呉市の指定する方法で支払う。
- (3) 呉市と相手方は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第 12号の規定による呉市議会の議決をもって、本和解の効力が生じることを、 相互に確認する。
- (4) 呉市と相手方は、本件臨時措置に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを、相互に確認する。

(提案理由)

可燃ごみ用指定袋の供給不足に対する臨時措置に伴う呉市の収入減及び要した経費の補填について、呉市指定袋及び指定シール製造等業務の受託者と和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。